

松山市立小中学校空調設備整備 PFI 事業 基本協定書（案）等 新旧対照表

平成 28 年 7 月 11 日に公表した「松山市立小中学校空調設備整備 PFI 事業」の基本協定書（案）等を次のとおり修正します。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
1	基本協定書（案）	P2	第 4 条第 1 項	各構成企業（代表企業を含む。以下同じ。） <u>又は</u> その他出資企業は、その保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による市の承諾を得なければならない。	各構成企業（代表企業を含む。以下同じ。） <u>及び</u> その他出資企業は、その保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による市の承諾を得なければならない。
2	基本協定書（案）	P2	第 4 条第 2 項	各構成企業 <u>又は</u> その他出資企業は、前項に従い市の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付き写しをその締結後速やかに市に提出する。	各構成企業 <u>及び</u> その他出資企業は、前項に従い市の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付き写しをその締結後速やかに市に提出する。
3	基本協定書（案）	P2	第 4 条第 3 項	各構成企業 <u>又は</u> その他出資企業は、第 1 項の市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、別紙 1 記載の様式及び内容の誓約書を市宛てに提出させる。	各構成企業 <u>及び</u> その他出資企業は、第 1 項の市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、別紙 1 記載の様式及び内容の誓約書を市宛てに提出させる。
4	基本協定書（案）	P2	第 5 条第 4 項	設計企業、施工企業、工事監理企業及び維持管理企業は、契約期間中、事業予定者との間で締結する前 2 項の各契約上の地位について、市 <u>及び</u> すべての構成企業の承認がない限り、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。	設計企業、施工企業、工事監理企業及び維持管理企業は、契約期間中、事業予定者との間で締結する前 2 項の各契約上の地位について、市 <u>並びに</u> すべての構成企業 <u>及びその他出資企業</u> の承認がない限り、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
5	基本協定書（案）	P3	第7条第5項	第1項にかかわらず、第2項に基づき事業契約が本契約としての効力を生じるまでに、いずれかの構成企業等が、事業契約に関して次の各号の一に該当したとき、入札説明書等に規定する入札参加者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は入札説明書等に定める入札参加資格を欠くに至ったとき（但し、これに対応する手当てを行い、市の承諾を得た場合を除く。）は、市は、事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。	第1項にかかわらず、第2項に基づき事業契約が本契約としての効力を生じるまでに、いずれかの構成企業等又はその他出資企業が、事業契約に関して次の各号の一に該当したとき、入札説明書等に規定する入札参加者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は入札説明書等に定める入札参加資格を欠くに至ったとき（但し、これに対応する手当てを行い、市の承諾を得た場合を除く。）は、市は、事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。
6	基本協定書（案）	P3	第7条第5項(1)	いずれかの構成企業等の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下「役員等」という。）が松山市暴力団排除条例（平成22年条例32号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。	いずれかの構成企業等又はその他出資企業の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下「役員等」という。）が松山市暴力団排除条例（平成22年条例32号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
7	基本協定書（案）	P4	第7条第6項	<p>前項各号に該当したことにより、事業契約が締結されず、また市が事業契約を解除した場合は、市の請求に基づき、各構成企業等は、連帯して、その発覚が新規設備の引渡し前の場合は、契約金額（事業契約に規定された対価の総額のこと。なお、消費税等の税率は本件契約成立時の税率とする。以下、いずれも本条において同じ。）の10分の1に相当する金額を、その発覚が新規設備の引渡し後の場合は、1事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。以下、本条において同じ。）の10分の1に相当する額を、市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、市が契約保証金もしくは担保を受領している場合又は履行保証保険からの支払を受けた場合には、市は、これを本項の違約金の全部又は一部に充当できるものとする。なお、事業予定者、構成企業等が、事業契約第●条第●項又は第●項の違約金の支払いを行った場合は、構成企業等は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。</p>	<p>前項各号に該当したことにより、事業契約が締結されず、また市が事業契約を解除した場合は、市の請求に基づき、各構成企業等及び<u>その他出資企業</u>は、連帯して、その発覚が<u>全ての</u>新規設備の引渡し前の場合は、契約金額（事業契約に規定された対価の総額のこと。なお、消費税等の税率は本件契約成立時の税率とする。以下、いずれも本条において同じ。）の10分の1に相当する金額を、その発覚が<u>全ての</u>新規設備の引渡し後の場合は、<u>発覚時の当該</u>1事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。以下、本条において同じ。）の10分の1に相当する額を、市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、市が契約保証金もしくは担保を受領している場合又は履行保証保険からの支払を受けた場合には、市は、これを本項の違約金の全部又は一部に充当できるものとする。なお、事業予定者、構成企業等及び<u>その他出資企業</u>が、事業契約第●条第●項又は第●項の違約金の支払いを行った場合は、構成企業等及び<u>その他出資企業</u>は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。</p>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
8	基本協定書（案）	P4	第7条第7項	第5項(8)号 <u>ないし</u> (12)号の各号のいずれかに該当するときは、市が事業契約を締結するか否かにかかわらず、また事業契約が締結された場合は市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、市の請求に基づき、各構成企業等は、連帯して、その発覚が新規設備の引渡し前の場合は、契約金額の10分の2に相当する金額を、その発覚が新規設備の引渡し後の場合は、1事業年度の維持管理のサービス対価の10分の2に相当する額を、市の指定する期間内に支払わなければならない。	第5項(8)号 <u>から</u> (12)号のいずれかに該当するときは、市が事業契約を締結するか否かにかかわらず、また事業契約が締結された場合は市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、市の請求に基づき、各構成企業等 <u>及びその他出資企業</u> は、連帯して、その発覚が <u>全ての</u> 新規設備の引渡し前の場合は、契約金額の10分の2に相当する金額を、その発覚が <u>全ての</u> 新規設備の引渡し後の場合は、 <u>発覚時の当該</u> 1事業年度の維持管理のサービス対価の10分の2に相当する額を、市の指定する期間内に支払わなければならない。 <u>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> <u>1) 第5項(8)号及び(9)号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。</u>
9	基本協定書（案）	P4	第7条第7項（2）	（新設）	<u>(2) 前号に掲げる場合のほか、市が特に必要と認めるとき。</u>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
10	基本協定書（案）	P4	第7条第8項	第5項(10)号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、市の請求に基づき、各構成企業等は、連帯して、前項に規定する違約金のほか、その発覚が新規設備の引渡し前の場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を、その発覚が新規設備の引渡し後の場合は、1事業年度の維持管理のサービス対価の10分の1に相当する額を、市の指定する期間内に支払わなければならない。	第5項(10)号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、市の請求に基づき、各構成企業等及びその他出資企業は、連帯して、前項に規定する違約金のほか、その発覚が <u>全ての</u> 新規設備の引渡し前の場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を、その発覚が <u>全ての</u> 新規設備の引渡し後の場合は、 <u>発覚時の当該</u> 1事業年度の維持管理のサービス対価の10分の1に相当する額を、市の指定する期間内に支払わなければならない。
11	基本協定書（案）	P4	第7条第9項	第5項各号に規定する場合以外で、落札者の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、又は落札者の責めに帰すべき事由により、本事業の入札行為に関して落札者が遵守すべき義務の違反があり、当該違反を理由として事業契約が締結されなかった場合は、市の請求に基づき、各構成企業等は連帯して、事業契約に定める契約金額の100分の5に相当する金額を、市の指定する期間内に違約金として支払わなければならない。ただし、市が契約保証金もしくは担保を受領している場合又は履行保証保険からの支払を受けた場合には、市は、これを本項の違約金の全部又は一部に充当できるものとする。	第5項各号に規定する場合以外で、落札者の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、又は落札者の責めに帰すべき事由により、本事業の入札行為に関して落札者が遵守すべき義務の違反があり、当該違反を理由として事業契約が締結されなかった場合は、市の請求に基づき、各構成企業等及びその他出資企業は連帯して、事業契約に定める契約金額の100分の5に相当する金額を、市の指定する期間内に違約金として支払わなければならない。ただし、市が契約保証金もしくは担保を受領している場合又は履行保証保険からの支払を受けた場合には、市は、これを本項の違約金の全部又は一部に充当できるものとする。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
12	基本協定書（案）	P4	第7条第10項	落札者が第6項 ないし 前項の額を市の指定する期間内に支払わないときは、構成企業等は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払い額に対する年100分の5に相当する額の遅延利息を付加して市に支払わなければならない。	落札者が第6項 から 前項 まで の額を市の指定する期間内に支払わないときは、構成企業等 及びその他出資企業 は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払い額に対する年100分の5に相当する額の遅延利息を付加して市に支払わなければならない。
13	基本協定書（案）	P5	第8条第2項	構成企業 又は その他出資企業は、事業予定者を設立するに当たり、別紙2に構成企業の出資分として記載されている株数及び金額の出資を行う。また、事業予定者の設立から契約期間の終了時までを通じて、代表企業の有する事業予定者株式の議決権の割合は出資者中最大とする。構成企業 又は その他出資企業は、契約期間中、第4条の場合を除き、事業予定者の株式について譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。	構成企業 及び その他出資企業は、事業予定者を設立するに当たり、別紙2に記載されている株数及び金額の出資を行う。また、事業予定者の設立から契約期間の終了時までを通じて、代表企業の有する事業予定者株式の議決権の割合は出資者中最大とする。構成企業 及び その他出資企業は、契約期間中、第4条の場合を除き、事業予定者の株式について譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。
14	基本協定書（案）	P5	第8条第3項	落札者は、事業予定者の設立後速やかに、事業予定者の発行済株式総数と議決権総数並びに各構成企業 又は その他出資企業の持株数及び議決権数を市に報告し、事業予定者の株主名簿の原本証明付写しを市に提出する。	落札者は、事業予定者の設立後速やかに、事業予定者の発行済株式総数と議決権総数並びに各構成企業 及び その他出資企業の持株数及び議決権数を市に報告し、事業予定者の株主名簿の原本証明付写しを市に提出する。
15	基本協定書（案）	P5	第8条第4項	構成企業 又は その他出資企業は、契約期間中、市の書面による事前の承諾なく、その有する事業予定者株式の議決権の総株主の議決権に対する割合を変更することはできない。	構成企業 及び その他出資企業は、契約期間中、市の書面による事前の承諾なく、その有する事業予定者株式の議決権の総株主の議決権に対する割合を変更することはできない。
16	事業契約書（案）	—	前文	協力企業（第1条第 33号 に定義されたとおり）	協力企業（第1条第 34号 に定義されたとおり）

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
17	事業契約書（案）	P1	第1条（4）	既存設備 小中学校で既に整備されている空調設備をいう。	既存設備 小中学校で既に整備されている空調設備のうち、 <u>本事業の維持管理業務の対象となる空調設備</u> をいう。
18	事業契約書（案）	P2	第1条（18）	移設等 契約期間中に小中学校の学級 <u>増</u> 、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により必要となる新規設備の移設、増設、廃棄等をいう。	移設等 契約期間中に小中学校の学級 <u>増減</u> 、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により必要となる新規設備の移設、増設、廃棄等をいう。
19	事業契約書（案）	P3	第1条（27）	対象室 本件契約に基づき新規設備の設置される室をいう。	対象室 本件契約に基づき新規設備の設置される室 <u>及び既存設備が設置されている室</u> をいう。
20	事業契約書（案）	P3	第1条（28）	設計企業 <u>乙が</u> 、新規設備の設計業務を直接受託する構成企業又は協力企業をいう。	設計企業 <u>乙から</u> 新規設備の設計業務を直接受託する構成企業又は協力企業をいう。
21	事業契約書（案）	P3	第1条（30）	工事監理企業 <u>乙が</u> 、新規設備工事の工事監理業務を直接受託する構成企業又は協力企業をいう。	工事監理企業 <u>乙から</u> 新規設備工事の工事監理業務を直接受託する構成企業又は協力企業をいう。
22	事業契約書（案）	P3	第1条（31）	維持管理企業 <u>乙が</u> 、新規設備の維持管理業務を直接受託又は請け負う構成企業又は協力企業をいう。	維持管理企業 <u>乙から</u> 新規設備 <u>及び既設設備</u> の維持管理業務を直接受託又は請け負う構成企業又は協力企業をいう。
23	事業契約書（案）	P3	第1条（32）	構成企業 乙に出資し、乙から <u>本業務に関する</u> 業務を直接受託し、又は請け負う企業をいう。	構成企業 乙に出資し、乙から <u>第4条に規定する</u> 業務を直接受託し、又は請け負う企業をいう。
24	事業契約書（案）	P3	第1条（33）	（新設）	<u>その他出資企業 乙に出資する企業のうち構成企業を除く者をいう。</u>
25	事業契約書（案）	P3	第1条（34）	協力企業 <u>本事業開始後</u> 、乙から第4条に規定する業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している企業をいう。	協力企業 <u>乙に出資せず</u> 、乙から第4条に規定する業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している企業をいう。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
26	事業契約書（案）	P6	第 11 条第 1 項	乙は、自己の責任及び費用において、構成企業及び協力企業（以下「構成企業等」という） <u>等</u> をして、本件契約締結後、新規設備の設計、事業実施場所への新規設備の施工、新規設備及び既存設備の維持管理並びにその他本件契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。	乙は、自己の責任及び費用において、構成企業及び協力企業（以下「構成企業等」という。） <u>を</u> して、本件契約締結後、新規設備の設計、事業実施場所への新規設備の施工、新規設備及び既存設備の維持管理並びにその他本件契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。
27	事業契約書（案）	P15	第 32 条第 3 項	甲が、完成 <u>検査</u> 後 14 日以内（14 日目の日が甲の休日に当たるときは、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、何らの通知を行わないときには、乙は完成 <u>検査</u> に合格したものとみなすことができる。	甲が、完成 <u>確認</u> 後 14 日以内（14 日目の日が甲の休日に当たるときは、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、何らの通知を行わないときには、乙は完成 <u>確認</u> に合格したものとみなすことができる。
28	事業契約書（案）	P22	第 40 条第 4 項	乙は、第 1 項の契約保証金の納付に代えて、松山市契約規則第 41 条の規定による債権等を担保として甲に提供することができる。	乙は、第 1 項の契約保証金の納付に代えて、松山市契約規則 <u>（平成 20 年規則第 11 号。以下同じ）</u> 第 41 条の規定による債権等を担保として甲に提供することができる。
29	事業契約書（案）	P22	第 40 条第 6 項	乙が、維持管理企業をして、本件契約の履行を保証する <u>甲</u> を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したときは、第 1 項第 2 号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第 1 項第 2 号に掲げる金額とする。	乙が、維持管理企業をして、本件契約の履行を保証する <u>甲又は乙</u> を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したときは、第 1 項第 2 号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第 1 項第 2 号に掲げる金額とする。
30	事業契約書（案）	P28	第 57 条第 3 項	甲は、新規設備の移設等を行う <u>1 年前までに</u> 、第 1 項の決定を、乙に通知するものとする。	甲は、新規設備の移設等を行う <u>場合は、速やかに</u> 、第 1 項の決定を、乙に通知するものとする。
31	事業契約書（案）	P31	第 67 条第 1 項	甲は、設計・施工等のサービス対価の <u>うち一括支払分</u> については、乙から甲の指定する期日に、甲の指定する様式の請求書の提出を受けることを条件として、当該請求書の受領日から 30 日以内に一括して支払うものとする。	甲は、設計・施工等のサービス対価については、乙から甲の指定する期日に、甲の指定する様式の請求書の提出を受けることを条件として、当該請求書の受領日から 30 日以内に一括して支払うものとする。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
32	事業契約書（案）	P31	第 67 条第 2 項 (入札公告時の番号)	<u>乙は、一括支払分以外の設計・施工等のサービス対価の支払いを受けるに当たり、上期若しくは下期の満了の後、上期分については 10 月 20 日、下期分については 4 月 20 日（甲の休日に当たる場合は直前の甲の開庁日）までに、甲の指定する様式の請求書を提出するものとし、甲は当該請求書の受領日から 30 日以内に各々別紙 10 記載のとおり支払うものとする。</u>	(削除)
33	事業契約書（案）	P31	第 67 条第 2 項	乙の甲に対する <u>第 1 項及び</u> 前項の請求書の提出が遅れた場合には、その遅れた日数分、甲から乙に対する対価の支払期限も延長されるものとする。	乙の甲に対する前項の請求書の提出が遅れた場合には、その遅れた日数分、甲から乙に対する対価の支払期限も延長されるものとする。
34	事業契約書（案）	P31	第 67 条第 6 項	乙は、第 <u>4</u> 項の半期報告書を甲が受領した後、当該受領日を含む 10 日以内に、甲が業務検査の結果の通知を行わなかった場合には、第 <u>5</u> 項の請求書を甲に対して提出できるものとする。	乙は、第 <u>3</u> 項の半期報告書を甲が受領した後、当該受領日を含む 10 日以内に、甲が業務検査の結果の通知を行わなかった場合には、第 <u>4</u> 項の請求書を甲に対して提出できるものとする。
35	事業契約書（案）	P33	第 70 条第 3 項 (1) ウ	乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。	乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、 <u>当該</u> 1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。
36	事業契約書（案）	P34	第 70 条第 3 項 (2) エ	乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。	乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、 <u>当該</u> 1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
37	事業契約書（案）	P34	第 70 条第 4 項 (1) ヲ	乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の新規設備の 1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。	乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の新規設備の <u>当該</u> 1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。
38	事業契約書（案）	P34	第 70 条第 4 項 (2) エ	乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の新規設備の 1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。	乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の新規設備の <u>当該</u> 1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。
39	事業契約書（案）	P35	第 70 条第 5 項	全ての新規設備が甲に引き渡される前に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに解除に係る事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還するとともに、甲の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本件契約成立時の税率とする。） <u>から割賦手数料を控除した金額</u> の 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案したうえで、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。	全ての新規設備が甲に引き渡される前に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに解除に係る事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還するとともに、甲の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本件契約成立時の税率とする。）の 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案したうえで、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。
40	事業契約書（案）	P35	第 71 条第 1 項	甲は、構成企業等につき、本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。	甲は、構成企業等 <u>又はその他出資企業</u> につき、本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
41	事業契約書（案）	P35	第 71 条第 1 項（1）	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は構成企業等が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令を受け、又は、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき。	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は構成企業等 <u>又はその他出資企業</u> が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令を受け、又は、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
42	事業契約書（案）	P36	第 71 条第 1 項（2）	構成企業等の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより有罪判決が確定したとき。	構成企業等 <u>又はその他出資企業</u> の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより有罪判決が確定したとき。
43	事業契約書（案）	P36	第 71 条第 1 項（3）	構成企業等の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第 198 条に規定する刑が確定したとき。	（削除）
44	事業契約書（案）	P36	第 71 条第 2 項	甲は、構成企業等が、以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、本件契約の全部又は一部を解除することができる。	甲は、 <u>乙</u> 、構成企業等 <u>又はその他出資企業</u> が、以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
45	事業契約書（案）	P36	第 71 条第 2 項（1）	<u>役員等（構成企業等における役員又はその支店若しくは営業所〔常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。〕を代表する者をいう。以下、本項において同じ。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</u>	<u>役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下、本項において同じ。）が松山市暴力団排除条例第 2 条第 3 号（以下、本項において「条例」という。）に規定する暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、本項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</u>
46	事業契約書（案）	P36	第 71 条第 2 項（2）	<u>暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。</u>	<u>条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下、本項において「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u>
47	事業契約書（案）	P36	第 71 条第 2 項（3）	<u>役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。</u>	<u>役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</u>
48	事業契約書（案）	P36	第 71 条第 2 項（4）	<u>役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</u>	<u>役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u>
49	事業契約書（案）	P36	第 71 条第 2 項（5）	役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
50	事業契約書（案）	P37	第 71 条第 2 項（7）	（新設）	<u>（1）から（6）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、甲が当該構成企業等又はその他出資企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業又はその他出資企業がこれに従わなかったとき。</u>
51	事業契約書（案）	P37	第 71 条第 3 項	乙は、構成企業等をして、本事業を、第 1 項又は前項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本事業を請け負い又は受託した第三者が、第 1 項又は前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、又は委託することもできないものとし、その下の請負又は委託についても同様とする。	乙は、構成企業等 <u>及びその他出資企業</u> をして、本事業を、第 1 項又は前項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本事業を請け負い又は受託した第三者が、第 1 項又は前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、又は委託することもできないものとし、その下の請負又は委託についても同様とする。
52	事業契約書（案）	P37	第 71 条第 5 項（3）	全ての空調設備が甲に引き渡される前に本件契約の全部又は一部解除された場合は、第 70 条第 5 項及び第 6 項の規定を準用する。	全ての空調設備が甲に引き渡される前に本件契約の全部又は一部解除された場合は、第 70 条第 5 項及び第 6 項の <u>うち違約金の定めを除く</u> 規定を準用する。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
53	事業契約書（案）	P37	第 71 条第 6 項	<p><u>甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、全ての空調設備が甲に引き渡される前に、乙が第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかに該当することが発覚した場合、乙は、自ら及び構成企業等をして、連帯せしめたいえ、甲に対し、本件契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価から割賦手数料を控除した金額の 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案したうえで、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。ただし、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。なお、甲と乙との間で締結された基本協定書第 7 条第 5 項に基づき、構成企業等が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかに該当したことにより、甲が本件契約を解除した場合は、甲の請求に基づき、乙は、自ら並びに構成企業等及びその他出資企業をして連帯せしめたいえ、その発覚が全ての空調設備が甲に引き渡される前の場合は、契約金額（消費税等の税率は本件契約成立時の税率とする。以下、いずれも本条において同じ。）の 10 分の 1 に相当する金額を、その発覚が全ての空調設備が甲に引き渡された後の場合は、発覚時の当該 1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。以下本条において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。なお、基本協定書第 7 条第 6 項に基づき、構成企業等及びその他出資企業が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。</u></p>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
54	事業契約書（案）	P38	第 71 条第 7 項	<p><u>甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、全ての空調設備が甲に引き渡された後に、乙が第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかに該当することが発覚した場合、乙は、自ら及び構成企業等をして、連帯せしめたうえ、1 事業年度の維持管理のサービス対価の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払い、あるいは支払わせるものとする。ただし、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。なお、甲と乙との間で締結された基本協定書第 7 条第 5 項に基づき、構成企業等が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>第 1 項の各号のいずれかに該当するときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、乙は、自ら並びに構成企業等及びその他出資企業をして連帯せしめたうえ、その発覚が全ての空調設備が甲に引き渡される前の場合は、契約金額の 10 分の 2 に相当する金額を、その発覚が全ての空調設備が甲に引き渡された後の場合は、発覚時の当該 1 事業年度の維持管理のサービス対価の 10 分の 2 に相当する額を、甲の指定する期間内に支払わなければならない。但し、次に掲げる場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(1) 第 1 項の各号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。</u></p> <p><u>なお、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。また、基本協定書第 7 条第 7 項に基づき、構成企業等及びその他出資企業が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。</u></p>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
55	事業契約書（案）	P38	第71条第8項	<p><u>乙が</u>、第1項に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その発覚が空調設備の引渡し前の場合は第6項の違約金に加えて契約金額の <u>100分の5</u> の違約金を別途支払うものとし、また、その発覚が空調設備の引渡し後の場合は、前項の違約金に加えて、解除の対象となる業務（<u>甲が解除しない場合には、仮に解除するとすれば対象となるべき業務</u>）の当該年度のサービス対価の <u>100分の5</u> の違約金を別途支払うものとする。なお、<u>甲と乙との間で締結された</u>基本協定書第7条第6項に基づき、<u>乙が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れるものとする。</u></p> <p>(1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第7項（又は同条8項）の規定の適用があるとき。</p> <p>(2) <u>乙が甲に第1項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出している</u>とき。</p>	<p>第1項第2号に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、<u>乙は、自ら並びに構成企業等及びその他出資企業をして連帯せしめたうえ、</u>その発覚が<u>全ての</u>空調設備の引渡し前の場合は第6項の違約金に加えて契約金額の <u>10分の1</u> の違約金を別途支払うものとし、また、その発覚が<u>全ての</u>空調設備の引渡し後の場合は、前項の違約金に加えて、<u>発覚時</u>の当該1事業年度の<u>維持管理</u>のサービス対価の <u>10分の1</u> の違約金を別途支払うものとする。なお、基本協定書第7条第8項に基づき、<u>構成企業等及びその他出資企業</u>が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は<u>当該支払金額の範囲において、</u>本項の支払い義務を免れるものとする。</p> <p>(1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第7項（又は同条8項）の規定の適用があるとき。</p> <p>(2) 第1項第2号に規定する<u>刑に係る確定判決において役員等が違反行為の首謀者であることが明らかになった</u>とき。</p>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
56	事業契約書（案）	P47	第 87 条第 1 項	甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の秘密を本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成企業等を除く第三者に漏洩したり、本件秘密文書（互いに本事業に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密に属する一切の事項及び情報が記載された文書又は当該情報が記録された電磁的記録をいう。以下同じ。）等を滅失、毀損又は改ざんしてはならず、また、本件契約上の秘密及び本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。	甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の秘密を本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成企業等及びその他出資企業を除く第三者に漏洩したり、本件秘密文書（互いに本事業に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密に属する一切の事項及び情報が記載された文書又は当該情報が記録された電磁的記録をいう。以下同じ。）等を滅失、毀損又は改ざんしてはならず、また、本件契約上の秘密及び本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。
57	事業契約書（案）	P48	第 87 条第 2 項	甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の義務の履行ないしは本件契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（本件契約に基づき本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む）、本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成企業等に、本件契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書を滅失、毀損又は改ざんさせ、又は本件契約上の秘密ないしは本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用させてはならない。	甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の義務の履行ないしは本件契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（本件契約に基づき本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む）、本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成企業等及びその他出資企業に、本件契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書を滅失、毀損又は改ざんさせ、又は本件契約上の秘密ないしは本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用させてはならない。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
58	事業契約書（案）	P48	第 87 条第 3 項	乙は、本件契約に基づく本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において乙が甲に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、 <u>鉱石偉業及び協力企業</u> に本件契約上の秘密に該当する情報を提供する場合には、当該金融機関、弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成企業等についても同様とする。	乙は、本件契約に基づく本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において乙が甲に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、 <u>構成企業等及びその他出資企業</u> に本件契約上の秘密に該当する情報を提供する場合には、当該金融機関、弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、 <u>構成企業等及びその他出資企業</u> についても同様とする。
59	事業契約書（案）	P49	第 88 条第 2 項	前項にかかわらず、甲は、本事業の遂行の目的で使用する場合（新たな構成企業等が本事業を引き継ぐ場合を含む。）は、これらの書類の内容を無償で使用又は公開できるものとする。但し、第三者（本事業を引き継ぐ新たな構成企業等はこれに該当しないこととする。）にこれを使用させる場合には、乙の承諾を得なければならないものとする。	前項にかかわらず、甲は、本事業の遂行の目的で使用する場合（新たな構成企業等 <u>及びその他出資企業</u> が本事業を引き継ぐ場合を含む。）は、これらの書類の内容を無償で使用又は公開できるものとする。但し、第三者（本事業を引き継ぐ新たな構成企業等 <u>及びその他出資企業</u> はこれに該当しないこととする。）にこれを使用させる場合には、乙の承諾を得なければならないものとする。
60	事業契約書（案）	P51	第 97 条	本件契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本件契約の解釈若しくは本件契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。	本件契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本件契約の解釈若しくは本件契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、 <u>松山市契約規則及び松山市財務会計規則（昭和 39 年規則第 11 号）</u> によるものとし、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
61	事業契約書（案） 別紙 4	P57	1 (1) 表の品目	<u>協力企業</u> がある場合は、その企業概要と担当技術者名簿及び市が必要に応じて指示するもの	<u>設計企業の再委託先</u> がある場合は、その企業概要と担当技術者名簿及び市が必要に応じて指示するもの
62	事業契約書（案） 別紙 9	P67	4 (1) ①	事業期間にわたって、毎年、夏季及び冬季に、本事業の対象となる市立小中学校のうち <u>3校</u> の対象室の一部（対象室のうちの概ね 3 割を想定。）について、新規設備を運転させた状態で、機材を用いた室内温度及び外気温度等の測定を行い、記録すること。なお、対象となる学校及び対象室は甲が指定する。	事業期間にわたって、毎年、夏季及び冬季に、本事業の対象となる市立小中学校のうち <u>6校</u> の対象室の一部（対象室のうちの概ね 3 割を想定。）について、新規設備を運転させた状態で、機材を用いた室内温度及び外気温度等の測定を行い、記録すること。なお、対象となる学校及び対象室は甲が指定する。
63	事業契約書（案） 別紙 9	P69	5 (2) 表の検証項目 「室内温度」①	乙は、事業期間にわたって、毎年、夏季及び冬季に、本事業の対象となる市立小中学校のうち <u>3校</u> の対象教室の一部（対象教室のうちの概ね 3 割を想定。）について、新規設備を運転させた状態で、機材を用いた室内温度及び外気温度等の測定を行い、記録し、その結果を月報とともに甲に提出するものとする。	乙は、事業期間にわたって、毎年、夏季及び冬季に、本事業の対象となる市立小中学校のうち <u>6校</u> の対象教室の一部（対象教室のうちの概ね 3 割を想定。）について、新規設備を運転させた状態で、機材を用いた室内温度及び外気温度等の測定を行い、記録し、その結果を月報とともに甲に提出するものとする。
64	事業契約書（案） 別紙 9	P74	6 (5) ②	維持管理のサービス対価の減額後も、対象業務の改善が認められない場合には、甲は第 70 条第 2 項第 <u>5号</u> の規定に基づいて契約の全部又は一部解除を行うことができる。	維持管理のサービス対価の減額後も、対象業務の改善が認められない場合には、甲は第 70 条第 2 項第 <u>3号</u> の規定に基づいて契約の全部又は一部解除を行うことができる。
65	事業契約書（案） 別紙 10	P79	1 (内訳) 表内	<u>うち</u> 設計・施工費一括支払分（消費税及び地方消費税 <u>込み</u> ） <u>うち</u> 上記設計・施工費 <u>一括支払分</u> に係る消費税及び地方消費税 <u>うち</u> 維持管理費（消費税及び地方消費税 <u>込み</u> ） <u>うち</u> 上記維持管理費に係る消費税及び地方消費税	設計・施工費（消費税及び地方消費税 <u>抜き</u> ） 上記設計・施工費に係る消費税及び地方消費税 維持管理費（消費税及び地方消費税 <u>抜き</u> ） 上記維持管理費に係る消費税及び地方消費税

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
66	事業契約書（案） 別紙 10	P80	2 (1) 各期の支払総額	平成 29 年度 <u>一括支払</u> <u>うち消費税及び地方消費税</u> <u>うち調整額</u>	平成 29 年度 <u>上期</u> <u>支払総額（消費税及び地方消費税抜き）</u> <u>支払総額に係る消費税及び地方消費税額</u>
67	事業契約書（案） 別紙 10	P81	2 (2) 設計・施工等の サービス対価の各期 支払金額	平成 29 年度 <u>一括支払</u> <u>うち一括支払分及び割賦元本（消費税及び地方消費</u> <u>税を含まず）</u> <u>うち割賦手数料</u> <u>うち一括支払分及び割賦元本に係る消費税及び地方</u> <u>消費税</u> <u>うち調整額</u>	平成 29 年度 <u>上期</u> <u>設計・施工費（消費税及び地方消費税抜き）</u> <u>設計・施工費に係る消費税及び地方消費税額</u> (削除) (削除)
68	事業契約書（案） 別紙 10	P82	2 (3) 維持管理のサー ビス対価の各期支払 金額	平成 29 年度 <u>一括払</u> <u>うち維持管理費（消費税及び地方消費税を含まず）</u> <u>うち維持管理費に係る消費税及び地方消費税</u> <u>うち調整額</u>	平成 29 年度 <u>上期</u> <u>維持管理費（消費税及び地方消費税抜き）</u> <u>維持管理費に係る消費税及び地方消費税</u> (削除)